

平成24年度採用 大学・短期大学通信教育部及び放送大学全科履修生奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

(スカラネット入力下書き用紙在中)

無利子貸与奨学金
第一種奨学金
 (所得連動返還型無利子奨学金を含む)

有利子貸与奨学金
第二種奨学金

日本学生支援機構と奨学生のみなさんとの連絡は学校を通じて行われますが、日本学生支援機構のホームページにおいても情報を提供していますので、活用してください。

ホームページアドレス <http://www.jasso.go.jp/>

The image shows a screenshot of the JASSO website with several callouts in purple boxes:

- A callout points to the "奨学金" (Scholarship) menu item in the top navigation bar.
- A callout points to the "奨学金の検索・申込 シミュレーション" (Scholarship Search/Apply Simulation) button.
- A callout points to the "よくあるご質問" (Frequently Asked Questions) link.
- A callout points to the "奨学金Q&A ~これから奨学金申し込みたい方~" (Scholarship Q&A ~For those who want to apply for a scholarship~) link.
- A callout points to the "奨学金Q&A" section in the table below.
- A callout points to the "奨学金Q&A" section in the table below.

奨学金の種類	主な特徴
1. 奨学金に込込込	奨学金の採用の生、他種とは異なるものがあります。
2. 奨学金	奨学金は貸与ですが、半額返還の奨学金があります。
3. 奨学金	海外で日本学生生活費補助の奨学金があります。
4. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。←人材育成制度/奨学金制度
5. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。←奨学金はどのようになっていますか。
6. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。
7. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。
8. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。
9. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。
10. 奨学金	奨学金の申込みはどのようになっていますか。

詳細についてはこの冊子の19ページをご覧ください。

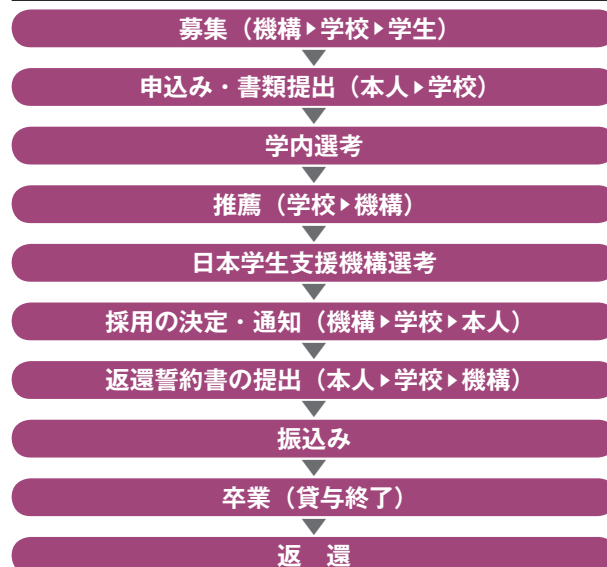
不明な点は、こちらのQ&Aページを参照してください。確認してもなお不明な時は、在学する学校に問い合わせをお願いします。

目次

	ページ
第1部 日本学生支援機構の奨学金について	3
Ⅰ. 大学・短期大学通信教育部及び放送大学全科履修生の奨学金の概要	3
1. 奨学金の種類と貸与期間	3
2. 奨学金の貸与金額	4
3. 保証制度	5
4. 利率の算定方法	5
5. 個人情報情報機関への登録	5
Ⅱ. 奨学金の申込み	5
1. 申込資格	5
2. 申込基準	5
3. 保証制度の選択	6
4. 機関保証制度について	7
5. 利率の算定方法の選択	8
6. 個人情報情報機関の利用と登録等についての同意	8
第2部 申込みから返還までの流れ	9
Ⅰ. 申込手順	9
Ⅱ. 採用決定から返還誓約書の提出まで	9
1. 採用決定	9
2. 奨学生証・返還誓約書の交付	9
3. 返還誓約書の提出	9
Ⅲ. 貸与終了後返還について	10
1. 貸与終了時の手続きについて	10
2. 奨学金の返還について	10
第3部 申込みにあたって	11
Ⅰ. 提出書類【提出のない人は申込みができません】	11
1. 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書	11
2. 収入に関する証明書類	11
3. その他学校が指定する書類	11
Ⅱ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領	12
1. 源泉徴収票を用いる場合	12
2. 所得税の確定申告書を用いる場合	13
◆スカラネット入力下書き用紙は12～13ページの間に挟み込んでいます。	
Ⅲ. スカラネットによる申込み	14
1. スカラネット入力に関する注意事項	14
2. スカラネット用ホームページへアクセス（接続）	14
Ⅳ 関係資料等	17
資料1 「所得連動返還型無利子奨学金」制度について	17
資料2 第二種奨学金の利率の算定方法	18
資料3 奨学金の返還（月賦返還の例）	18
資料4 機関保証制度のしくみ	20
資料5 機関保証制度の保証料（目安）	21
資料6 機関保証制度の「保証委託約款」	22
資料7 個人情報情報の取扱いに関する同意条項	23

★奨学金の申込みは、在学の学校の奨学金担当窓口（以下「学校」という）を通して行います。

奨学金申込みから採用後までの流れ



第1部 日本学生支援機構の奨学金について

日本学生支援機構（以下「機構」という）は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生及び生徒（以下「学生」という）に対し、学資として奨学金を貸与します。機構の奨学金は貸与ですから、貸与終了後は返還の義務があり、必ず返還しなくてはなりません。返還が滞ると、法的手続により返還が終わっていない全額と延滞金等を一括で返していただくことになります。

なお、返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて割賦金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予する制度等があります。

機構が貸与する奨学金には次の種類があります。（下表を参照）

1. 第一種奨学金（無利子で貸与されます）
2. 第二種奨学金（有利子で貸与されます）

貸与を受けようとする学生は、あなたの家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

申込みに基づいて選考を行い、採用の可否を決定し、結果を学校から通知します。

平成24年度から、第一種奨学金に「所得連動返還型無利子奨学金」制度が創設されました。

この制度は第一種奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返還期限を猶予する制度です。

第一種奨学金に申込みをした人の中から、この制度の基準に合致する人を機構において選考し、該当となる人に採用時に通知します。なお、この制度は第一種奨学金の中に設けるものです。種々の手続き等は第一種奨学金と同じです。特にことわりのある場合を除き、第一種奨学金の説明に従ってください。詳しくは17ページ資料1を参照してください。

I. 大学・短期大学通信教育部及び放送大学全科履修生の奨学金の概要

機構では、平成24年度に国内の大学・短期大学通信教育部及び放送大学全科履修課程に在学し、奨学金の貸与を受けることを希望する人を対象に奨学金の募集をします。希望者は、この冊子をよく読んで申し込んでください。

1. 奨学金の種類と貸与期間

奨学金の種類は、次の2種類です。

奨学金の種類	受講の形態	募集時期	対象・資格	貸与期間(回数)
第一種奨学金 【無利子】 (所得連動返還型 無利子奨学金を 含む)	夏季・冬季 スクーリング	面接授業時	正科生	一面接授業を受講する年度について1回
	通年スクーリング	4月	通年の面接授業を受け、平成25年3月卒業が見込まれる人	平成24年4月～平成25年3月まで12カ月間
	放送大学	面接授業時	全科履修生で面接授業を履修する人	一面接授業を受講する年度について1回
第二種奨学金 【有利子】	夏季・冬季 スクーリング	面接授業時	正科生	一面接授業を受講する年度について1回
	通年スクーリング	4月	通年の面接授業を受け、平成25年3月卒業が見込まれる人	平成24年4月～平成25年3月まで12カ月間
	放送大学	面接授業時	全科履修生で面接授業を履修する人	一面接授業を受講する年度について1回

(1). 奨学金の種類

①第一種奨学金

- ア 利息 : 無利息
- イ 選考 : 特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な人に貸与します。
- ウ 貸与月額 : スクーリング別に定められています。

②第二種奨学金

- ア 利息 : 利息付
第二種奨学金の利率の算定方法として、「利率固定方式」または「利率見直し方式」の2つの方式があります。
- イ 選考 : 第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された人に貸与します。
- ウ 貸与月額 : 本人が5種類の貸与月額から自由に選択できます。

(2)貸与期間

一年度につき1回の貸与です（通年スクーリングは除く）。

貸与1回分は通学制の大学・短期大学おける1年（12ヶ月）とみなし、大学は4回、2年制短期大学は2回、3年制短期大学は3回まで貸与を受けることができます。

ただし、過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同一区分の大学・短期大学で新たに第一種奨学金を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります（例参照）。詳しくは学校に確認してください。

例：大学（通学制・標準修業年限4年）で第一種奨学金を24ヶ月貸与済みの場合、通信制の大学では2回貸与可能です。

2. 奨学金の貸与金額

(1)貸与金額

受講形態	奨学金の種類			
	第一種奨学金		第二種奨学金	
夏季・冬季スクーリング	88,000円		30,000円 50,000円 80,000円 100,000円 120,000円 上記5種類の金額から選択	
通年スクーリング	貸与月額			
	自宅	大学		54,000円
		短大		53,000円
	自宅外	大学		64,000円
		短大		60,000円
自宅・自宅外	大学・短大	30,000円		
放送大学	88,000円			

(注1) 夏季・冬季スクーリング、放送大学の場合、分割して面接授業を受ける人も年1回の貸与となります。

(注2) 奨学金は、申込者が指定した金融機関の普通預金口座（学生本人名義に限る）に振り込まれます。通年スクーリングの場合は、原則として1ヶ月分ずつ振り込まれます。

(注3) 併用貸与について

経済状況等により、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることができます。この場合は第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、年収・所得額の上限について第一種奨学金よりさらに低い家計基準が適用されます。

(2) 貸与金額の選択

(1)の表の中の金額から選択してください。選択するにあたっては、返還時の負担（あなたの将来の収入からの返還です）を考え、必要最少限の金額を選択してください。貸与額とそれに応じた返還金額（返還例）については、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面から試算ができますので、ぜひ確認してください（19ページ参照）。

3. 保証制度

貸与を受けた奨学金の返還について、①貸与を受ける本人が連帯保証人等を引き受けてくれる人を探して願うか、②保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という）の連帯保証を受ける必要があります。連帯保証人等を探してその人の保証を受けることを「人的保証」、保証機関の保証を受けることを「機関保証」と言います。

保証は返還にあたって非常に重要ですので、6ページ「3. 保証制度の選択」の説明をよく読んでどちらにするか決めてください。

4. 利率の算定方法

第二種奨学金の利率の算定方法は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」があり、いずれの方式も、利率は年3.0%が上限です。奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

実際の利率及び割賦金は、貸与終了後に機構から「第二種奨学金の返還条件通知及び口座振替（リレー口座）加入通知」でお知らせします。また、機構のホームページにも利率を掲載します。

利率の算定方法の詳細は18ページ資料2をご覧ください。

5. 個人情報情報機関への登録

返還が一定期間以上滞った場合、延滞となっていることが個人情報情報機関に登録されます。（8ページ参照）。

奨学金の貸与を申し込む時に、個人情報情報機関の利用と登録等について同意する必要があります。

この冊子では、夏季・冬季スクーリングを中心に説明します。

Ⅱ. 奨学金の申込み

学校の選考委員会等が人物・健康・学力・家計の申込基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用を決定します。

1. 申込資格

大学において通信による教育を受ける人のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する人その他文部科学省令で定める人。ただし、留年（休学によるものは除く）に相当する間は申込みできません。

過去に第一種奨学金を受けたことがある人は、4ページ「(2) 貸与期間」を参照してください。

また、外国籍の人は申込資格について、必ず学校に確認してください。

2. 申込基準

(1) 学力基準

学年	第一種奨学金	学年	第二種奨学金
1年次	①高校または専修学校高等課程最終2年次の成績が3.2以上 ②高等学校卒業程度認定試験合格者で上記に準ずる人	全学年	①出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められる人 ②特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められる人 ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められる人 ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められる人
2年次以上	大学における成績が平均水準以上		

(2)家計基準

家計支持者（父母・父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の年収・所得金額から、規定で定められている特別控除額（家族構成、家庭事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であること。

なお、4人世帯及び5人世帯の収入・所得の上限の目安はおよそ次の金額以内となります。

年収・所得の上限の目安

(万円)

世帯人数	第一種奨学金		第二種奨学金	
	給与所得※1	給与所得以外※2	給与所得※1	給与所得以外※2
4人	776	320	1,058	572
5人	810	344	1,103	617

※1 給与所得者の場合、年収は「源泉徴収票の支払金額（税込）」になります。年金・生活扶助費・失業給付金等による収入の場合、給与所得者として扱います（11ページ参照）。

※2 給与所得者以外の場合、所得は「所得税の確定申告書の所得金額」になります。

3. 保証制度の選択

保証には、「人的保証制度」と「機関保証制度」の2つがあり、奨学金の貸与を受ける本人が選択します。どちらを選択した場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことに変わりはありません。

なお、併用貸与を希望する場合は、第一種奨学金と第二種奨学金との間で異なる保証制度を選択することはできません。

(1)人的保証制度

連帯保証人及び保証人として定める条件を満たす人に自らが依頼し、奨学金の返還について連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。あらかじめ、連帯保証人及び保証人となる人から引き受けることの承諾を得てください。なお、連帯保証人及び保証人に、未成年や学生等保証能力のない人は認められません。

①連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還に責任を負う人です。

原則として父または母。父母がいない等の場合には兄弟姉妹・おじ・おば等4親等以内の成年親族（本人の配偶者を除く）。

本人が未成年の場合は親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）を選任します。また、本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の連帯保証人は、貸与終了時に満60歳未満の人でなければなりません。

②保証人

奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなったときに代わって返還する人です。父母と本人の配偶者を除く、4親等以内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ等）のうち、本人及び連帯保証人と別生計の人。やむを得ない場合を除き、申込時に65歳未満の人。また、奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の保証人は、貸与終了時に満60歳未満の人でなければなりません。

(注1) 連帯保証人・保証人ともに「返還誓約書」提出時に印鑑証明書等の添付が必要です。10ページの人的保証制度の項を参照してください。

(注2) 連帯保証人・保証人に、上記以外の人を選任する場合は、返還を確実に保証できる人にしてください。また、「返還誓約書」提出時に(注1)の書類に加えて「返還保証書」及び資産等を証明する書類の提出が必要となります。

(2)機関保証制度(20ページ資料4参照)

保証機関（協会）に一定の保証料を支払い連帯保証を受ける制度です。連帯保証人・保証人の届出は不要ですが、「本人以外の連絡先」（機関が本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号等を照会できる人）を届け出る必要があります。あらかじめ連絡先となる人には役割をよく説明し、承諾を得てください。

保証料を支払っているから返還しなくてもよいということではありません。奨学金の貸与を受けた本人に返還の義務があります。

(3)保証制度の選択

保証制度は、申込時に選択して届け出ます。

同時に、人的保証を選択した場合は連帯保証人及び保証人の氏名等の届出を、また機関保証を選択した場合は「本人以外の連絡先」の届出を行います。

選択した保証制度、届出た連帯保証人・保証人は原則として変更できません。

人的保証を選択した場合は、採用時に提出しなければならない書類（提出しない場合には採用が取り消されます）に連帯保証人及び保証人の自署・押印（実印）、印鑑証明書等の提出が必要です。この段階になって連帯保証人等から断られることのないように、申込みの時点から依頼する予定の人によく説明をして承諾を得ておいてください。

4. 機関保証制度について

(1)機関保証と返還

機関保証に加入し保証料を支払っている場合でも、奨学金は貸与を受けた本人が返還しなければなりません。

保証機関が本人に代って返済した場合、保証機関は本人にその分（奨学金の未返済額）及び延滞金等を一括して請求します。

また、請求に応じない場合は、法的措置（財産、給与の差し押さえ等）を執ります。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない。」といった誤った考えを持たないようにしてください。

日本国際教育支援協会ホームページアドレス <http://www.jees.or.jp/> もご覧ください。

(2)保証の範囲と保証の期間

保証の範囲は、元金、利息（第二種奨学金のみ）及び延滞金で、保証期間は貸与中及び返還中です。保証料を受領したときから保証を開始します。

(3)保証料

保証料の月額、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

機関保証制度加入者は、奨学生採用決定時に交付する「奨学生証」で保証料をお知らせします。奨学金の貸与月額の変更等に伴い、保証料月額も変わります。

保証料月額は、21ページ資料5「機関保証制度の保証料（目安）」を参照してください。

(4)保証料の返戻

保証委託契約を締結した奨学生で、次の①から③のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を協会からお返しする場合があります。

- ①全額繰上返還をして、返還期間が短縮されたとき。
- ②一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ③機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座または返還金自動引落とし口座です。

ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方へ支払います。

(5)保証機関による保証債務の履行(代位弁済)

指定された期日までの返還が滞った場合（返還期限猶予は除く）、一定の期間経過後、機構からの請求によって協会が本人に代り機構へ債務を弁済します。このことを「代位弁済」といいます。

協会が代位弁済を行った後は、協会に対して原則一括で代位弁済額を返済していただくこととなります。

また、代位弁済額の返済を滞納した場合は、年10%の遅延損害金が増算されます。

なお、特別な理由がある場合には、本人の事情に応じて個別に対応することとなります。

注 意

- 機関保証から人的保証への変更はできません。**
- 人的保証から機関保証への変更については、連帯保証人又は保証人が死亡・破産等やむを得ない事由により変更を行う必要が生じた場合で、代替りの連帯保証人又は保証人を選任することが困難なときは変更することができます。ただし、「返還誓約書」を学校へ提出した後に限ります。変更する場合は貸与始期に遡り、一括による保証料の支払いが必要となります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

5 利率の算定方法の選択

第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については、利率の算定方法を選択します。利率の算定方法には、「利率固定方式」と「利率見直し方式」の2つがあり、申込時にどちらか一方を選択します。詳しくは18ページ資料2をご覧ください。

6. 個人信用情報機関の利用と登録等についての同意

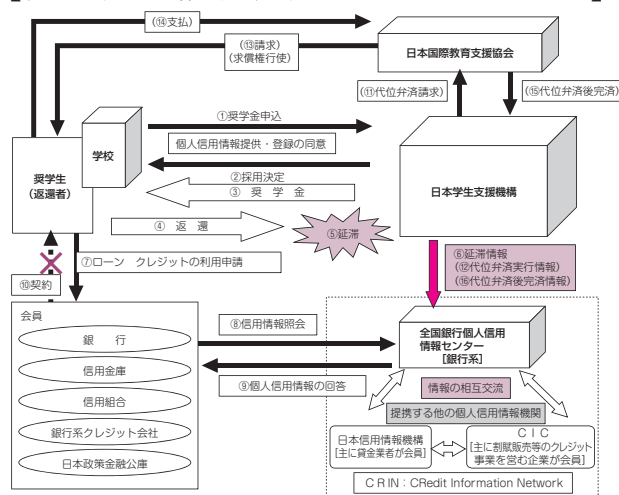
奨学金申込時に、「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。個人信用情報機関への登録についての同意書の提出がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。本同意条項については23ページ資料7をご覧ください。

- (1) 新規返還者については、返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上の場合に、個人信用情報機関にあなたの個人情報を提供し、当該機関に情報が登録されます（6ヶ月経過以降は延滞3ヶ月になった時点）。
- (2) 奨学金の貸与者全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
- (3) 一度登録されると、その後の返還情報（返還・延滞等）も登録され、返還完了後、5年間は登録されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞や代位弁済の情報が登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローンや自動車ローンなどの各種ローンが組めなくなる場合があります。

* 個人信用情報機関とは…

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

【個人信用情報機関の活用のしくみ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ① 奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生（返還開始後6ヶ月経過時点で延滞3ヶ月以上、6ヶ月経過後以降は、延滞3ヶ月になった時点）
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者（個人信用情報機関に登録中）がクレジットカードの利用申請～契約不可

- ⑦ クレジットカードの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例(代位弁済実行～代位弁済実行後完済)

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑬ 協会から返還者への請求
- ⑭ 返還者から協会への支払
- ⑮ 完済の場合に代位弁済後完済情報を機構へ
- ⑯ 機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ

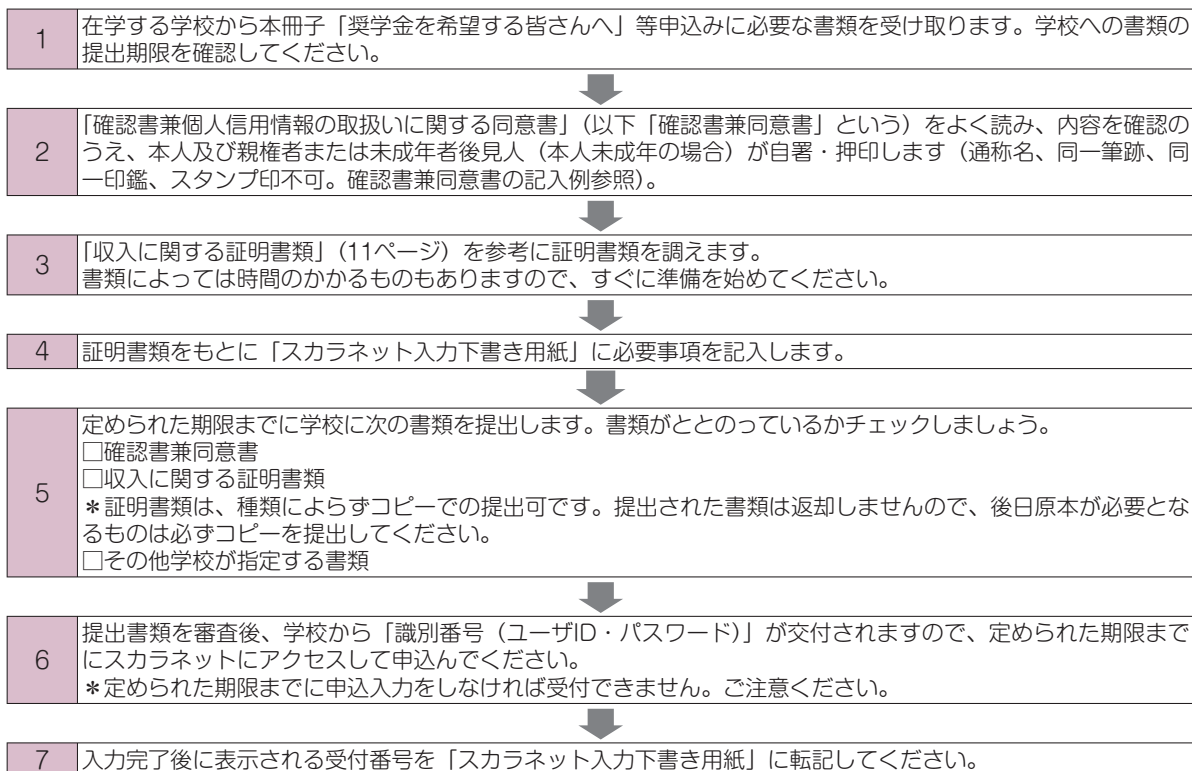
第2部 申込みから返還までの流れ

申込みは、奨学金を希望する人が、インターネットを通じて機構奨学金申込専用ホームページにアクセスし、必要事項を入力して行います。このことを「スカラネットによって申し込む」といいます。

以下のことをよく読んで、間違わずに申込みその他の手続きを行ってください。

I. 申込手順

- 申込みの手順は次のとおりですが、別途学校から指示があった場合はそれに従ってください。
- 申込みはスカラネットによって行います（14ページ参照）。



II. 採用決定から返還誓約書の提出まで

1. 採用決定

学校長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、決定します（決定時期は、学校に確認してください）。採用されなかった場合、申込書類等は返却しません。学校または機構が責任をもって廃棄します。

2. 奨学生証・返還誓約書の交付

①「奨学生証」、②「返還誓約書（兼個人情報取扱いに関する同意書）」（以下「返還誓約書」という）③「奨学生のしおり」、④「保証依頼書（兼保証委託契約書）」（機関保証制度選択者のみ）が学校を通じて交付され、本人名義の口座に奨学金が振り込まれます。

（注）振込口座情報等、スカラネットの送信内容に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れることとなります。

3. 返還誓約書の提出

「返還誓約書」を学校の指示に従って提出し、機構が審査・受理して採用が確定します。「返還誓約書」を学校が定めた期限までに提出してください。その際に返還誓約書上で「月賦返還」か「月賦・半年賦併用返還」のどちらかを選択してください。期限までに提出がない場合は、振込済みの奨学金を全額機構に返戻し、採用取消となります。

(1) 割賦方法の選択

月賦返還、月賦・半年賦併用返還（以下「併用返還」という。）の2種類があります。返還しやすい方法を選択してください。

- ア 月賦返還…割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。
- イ 併用返還…借入金額を二分して月賦分と半年賦分とし月賦分は上記アの方法で、半年賦分は6ヶ月ごと(1月と7月)に引き落とします。よって1月と7月は他の月の約7倍の引き落とし金額となります。

なお、「返還誓約書」で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 人的保証制度を選んだ人

本人、連帯保証人及び保証人の自署・押印（未成年者は、加えて親権者または未成年後見人の自署・押印）と、次の書類の添付が必要です。

- ①市町村で発行された本人の「住民票」（コピー不可）
- ②連帯保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）及び「収入に関する証明書」（コピー可）
- ③保証人の「印鑑証明書」（コピー不可）

（連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選任する場合は、加えて「返還保証書」及び資産等の状況を証明する書類）

(3) 機関保証制度を選んだ人

本人の自署・押印（未成年者は加えて親権者または未成年後見人の自署・押印）及び「本人以外の連絡先」の人の自署と、次の書類の添付が必要です。

- ①市町村で発行された本人の「住民票」（コピー不可）
- ②保証依頼書（兼保証委託契約書）

（注）「住民票」及び「印鑑証明書」は、学校への提出日より遡って3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

Ⅲ. 貸与終了後の返還

奨学金の貸与が終了すると、平成25年3月まで在学期間とみなし、その翌月から起算して6ヶ月経過後に返還が始まります。返還は口座振替（以下「リレー口座という」）によって行います。

1. 貸与終了時の手続きについて

金融機関の窓口でリレー口座の加入手続きを行い、加入手続き後「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

2. 奨学金の返還について

奨学金の返還は、リレー口座により、返還誓約書を記入するときに選択した「月賦返還」または「月賦・半年賦併用返還」のいずれかによって行われます。口座振替日は毎月27日です。

なお、初回振替は貸与終了または卒業の翌月から数えて7ヶ月目の27日です（例：3月卒業の場合の初回振替10月27日）。平成25年4月以降引き続き在学している場合は、「在学届」を提出してください。

- (1) 奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し、年（365日）あたり10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。また、人的保証の場合は、連帯保証人や保証人へ請求します。場合によっては、期限の利益を剥奪し、支払督促申立等の法的手続を行います。法的手続を行った場合、費用も合わせてお支払いいただきます。機関保証の場合は、20ページ「2. 延滞が発生した場合」を参照してください。

（注）期限の利益とは、期限が付けられることによって生ずる当時者の利益をいいます。返還期日が到来するまではその返還を待ってもらえるところが、期限の利益を剥奪された場合は、返還期日未到来分を含めて元金・利息・延滞金の全額を一括返還請求されます。

- (2) 貸与終了後に引き続き在学（または進学）する場合や、奨学金の返還中に災害や傷病などのやむを得ない事情で返還困難になった場合は、速やかに願い出ることによって、①返還期間を延長し、1回あたりの返還額の減額、または②返還の期限の猶予を認められることがあります。なお、願い出には①②とも証明書の提出が必要です。
- (3) 所得連動返還型無利子奨学金の該当者は、貸与終了後、機構が定める一定額の収入を得るまでの間は、証明書を添えて願い出て承認を得ることで返還期限が猶予されます。

第3部 申込みにあたって

9ページ「申込手順」で、全体的な流れを確認のうえ、申込手続きを行ってください。

I. 提出書類【提出のない人は申込みができません】

1. 確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」（以下「確認書兼同意書」という）の記載内容（個人情報取扱いに関する同意条項を含む）をよく読み、内容を確認のうえ、本人及び親権者または未成年後見人（本人未成年の場合）が自署・押印をして、必要な書類を添付して提出してください。

（注）個人情報情報機関については、8、23ページを参照してください。

2. 収入に関する証明書類（平成23年1月～12月分・コピー可）

家計支持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入に関する証明書を用意してください（退職金等、臨時的な収入は含めません）。

収入に関する証明書は、次の人のものが必要です。

- ① 父母がいる場合→父母それぞれの証明書
- ② 一人親の場合→その人の証明書（両親が離婚している場合を含む）
- ③ 父母が両方ともいない場合→父母に代わって家計を支えている人（2人いれば2人それぞれ）の証明書

（注）申込日現在で父母等無職・無収入の場合

- ① 配偶者が専業主婦（夫）で扶養になっていても証明書が必要です。父または母に収入がない場合は、収入がないことの証明書（所得金額0円と記載のある「非課税証明書」等。その時点で取得できる直近の年の分で可）を提出してください。
- ② 現在の生活費がどのようにまかなわれているかにより、それに対応する証明書が必要です。
- ③ 遺族年金、生活保護費、祖父母からの援助、非課税の収入についても、給与所得として取り扱います。

(1) 給与所得

給与所得の種類	収入を証明する書類 (コピー可)	発行者	留意点
給料、賃金、役員報酬、専従者給与	・源泉徴収票 ・直近の給与明細書 (3ヵ月分程度) ・年収見込証明書	勤務先	平成23年1月から申込日現在までに転職した場合は、源泉徴収票では認められません。年収見込証明書、または直近の給与明細書を提出してください。
年金	・源泉徴収票 ・年金振込通知書または年金額改定通知書	日本年金機構等	
傷病手当金	・傷病手当金通知書	日本年金機構等	
失業給付金	・雇用保険受給資格者証	ハローワーク	
生活保護法による扶助費	・保護決定(変更)通知 ※受給金額が記載された書類です。	福祉事務所	受給証明書では認められません。

(2) 給与所得以外

「平成23年分の所得税の確定申告書第一表・第二表(控)」(税務署の受付印のあるもの)等

(注1) 確定申告を電子申告により行った場合は「申告内容確認票」に「受信通知」又は「即時通知」を添付のうえ提出してください。

(注2) 平成23年1月から申込日現在までに転職(開業等)した場合は、転職後の帳簿等のコピーと1年間の収入・売上金額及び・所得金額の計算式を提出してください。

3. その他学校が指定する書類

学校の指示に従ってください。

Ⅱ. 収入に関する「スカラネット入力下書き用紙」の記入要領

スカラネット入力下書き用紙⑥ページ「Hーあなたの家族情報」の収入について記入例を図解しますので、参照のうえ正しく記入してください。
金額は1万円未満を切り捨てします。

1. 源泉徴収票を用いる場合

下図の源泉徴収票の例と、スカラネット入力下書き用紙（抜粋）により説明します。

(1) 必要な数字は「支払金額」

会社員やパート等、給与所得の場合に必要なとする数字は、源泉徴収票の「支払金額」（税込金額）です。例では、8,309,654円→830万円となります。

(2) 「支払金額」の記入先

上記830万円の記入先は、スカラネット入力下書き用紙⑥ページ「Hーあなたの家族情報」3-(e)-1) 給与所得の場合の「源泉徴収票等における支払金額」欄です。

(注) 複数の定期的な収入（給与と年金など）がある場合は、それらの収入に関する証明書類から税込金額の合計を算出し、3-(e)-1) に記入してください。

◆平成23年分源泉徴収票の例

平成 23 年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票

支払を受ける者	住所又は居所 北海道札幌市中央区大通西 19丁目2-3 機構ハイツ505	氏名 奨学 一郎	(受給者番号) 〇〇〇〇〇1
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
給与・賞与	8,309,654	6,278,688	3,072,448
源泉徴収税額			320,600
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
有無		3	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
899,448	50,000	3,000	
中途就・退職	受給者生年月日	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額
23	44 10 19		

◆スカラネット入力下書き用紙（抜粋） ⑥ページ Hーあなたの家族情報

3. (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は、1）、2）別に）を記入してください。

1) 給与所得の場合	1) 源泉徴収票等における支払金額	830	万円
2) 給与所得以外の場合	2) 確定申告の控における収入・売上金額		万円
	所得金額		万円

☆源泉徴収票

提出時の注意！☆

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合

↓
源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。11ページで確認してください。
(注) 中途就・退職ではないのに月日が記載されているときは、源泉徴収票余白に「転職（又は就職、退職）ではない」と記入してください。

平成 23 年 分 給 与 所 得 の 源 泉 徴 収 票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
			〇〇〇〇〇1
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
中途就・退職	受給者生年月日	配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額
23 10 1			

2. 所得税の確定申告書を用いる場合

給与以外の所得金額を入力するために用意する書類は、「平成23年分の所得税の確定申告書第一表・第二表（控）」（以下「確定申告書」という）です。

確定申告書に税務署の受付印がない場合は、市町村役場発行の所得証明書を併せて提出してください（この場合、所得証明書の発行年月により、前々年分の所得証明書になっても可。ただし、入力する金額は、確定申告書に記載された金額です）。

電子申告を行った場合は、11ページ「(2) 給与所得以外」(注1)を確認のうえ、必要な書類を調べてください。

下図の「確定申告書B」の例と、スカラネット入力下書き用紙（抜粋）により説明します。

(1) 必要な「収入金額等」の数字

給与所得以外…⑦営業等～⑩配当、⑪その他の合計金額です。

給与所得 …⑫給与、⑬公的年金等の合計金額です。

(注) ⑦短期～⑩一時の数字は使用しません。

例：給与所得以外…⑦営業等+⑧不動産=8,974,084円→897万円 (A)

給与所得 …⑫給与+⑬公的年金等=3,780,280円→378万円 (B)

(2) 必要な「所得金額」の数字

給与所得以外…①営業等～⑤配当、⑦雑（⑦雑のうち公的年金等は給与所得扱いのため除く）の数字が必要です。

ただし、「所得金額」がマイナスの場合は、その数字を「0（ゼロ）」として取り扱います。プラスの所得金額とマイナスの所得金額との相殺はできません。

(注) ⑧総合譲渡・一時、⑨合計の数字は使用しません。

例：①営業等と③不動産の数字が対象

(誤)

(正)

①営業等 1,484,318円

①営業等 1,484,318円

③不動産 △120,000円 ⇒ ③不動産 △120,000円 (0（ゼロ）扱い)

1,364,318円

1,484,318円 (C)

(3) 「収入金額等」、「所得金額」の記入先

A：897万円の記入先

スカラネット入力下書き用紙6ページ「H-あなたの家族情報」3-(e)-2) 給与所得以外の場合の「確定申告の控における収入・売上金額」欄です。

B：378万円の記入先

「H-あなたの家族情報」3-(e)-1) 給与所得の場合の「源泉徴収票等における支払金額」欄です。

C：148万円の記入先

「H-あなたの家族情報」3-(e)-2) 給与所得以外の場合の「所得金額」欄です。

◆平成23年分 確定申告書の例

収入金額等	金額
⑦営業等	7,774,084
⑧不動産	1,200,000
⑨給付金	1,175,228
⑩公的年金等	2,028,000
⑪その他	
合計	11,364,318

所得金額	金額
①営業等	1,484,318
②不動産	△120,000
③給付金	1,105,128
④雑	1,107,028
⑤合計	1,196,438

収入金額の⑦給与及び⑬公的年金等は給与所得として扱うため、(e) 1) 「源泉徴収票等における支払金額」欄に入力してください(注)。

所得金額の⑥給与と⑦雑のうち年金額は、どちらも金額に関わらず「0」として扱います。

◆スカラネット入力下書き用紙（抜粋） 6ページ I-あなたの家族情報

3. (e) 昨年1年間の所得金額（複数の収入がある場合は、1）、2）別に）を記入してください。

1) 給与所得の場合 1) 源泉徴収票等における支払金額 **378** 万円

2) 給与所得以外の場合 2) 確定申告の控における収入・売上金額 **897** 万円

所得金額 **148** 万円

(注) ⑥給与及び⑬公的年金等は、証明書類として源泉徴収票や振込通知書の代わりに確定申告書を提出しても、給与所得として取扱います。

Ⅲ. スカラネットによる申込み

学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を誤りがないよう入力してください。送信した申込内容は原則変更できません。

なお、夏季・冬季スクーリング及び放送大学の学生は「スカラネット入力下書き用紙（通信教育学部夏季・冬季スクーリング及び放送大学）」、通年スクーリングの学生は「スカラネット入力下書き用紙（大学・短期大学・専修学校専門課程）」に記入してください。

スカラネット(インターネット)申込みを行う前にチェックしましょう！

- 保証制度は、どちらを選びますか？
- 人的保証を選択する人は、連帯保証人、保証人から承諾を得ていますか？
- 機関保証を選択する人は、「本人以外の人の連絡先」となる人を決めていますか？
またその人の承諾を得ていますか？
- あなたの住民票に記載された住所を確認しましたか？
- 第二種奨学金または入学時特別増額貸与奨学金を希望する人は、利率の算定方法を決めましたか？
- 奨学金を振込む金融機関の口座名義人は、あなた本人の名義ですか？また、口座番号に間違いがないことを確認しましたか？
- 学校から「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受け取りましたか？

1. スカラネット入力に関する注意事項

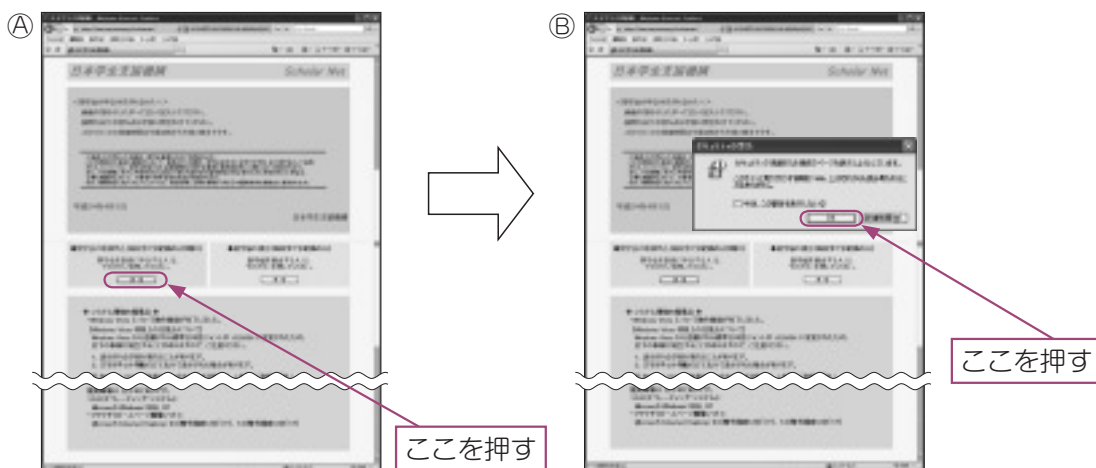
- (1) スペース、半角のカタカナ、全角の英数字は認識されませんので入力しないでください。
また、申込画面は8つの画面で構成され、1画面あたり30分の制限時間があります。
- (2) 識別番号（ユーザID・パスワード）は、学校へ必要な書類を提出すると、学校から受け取ることができます。
- (3) 文字入力については「スカラネット入力下書き用紙」⑧ページを参照してください。
- (4) その他、申し込みに関して不明な点がある場合は、学校に確認してください。

2. スカラネット用ホームページへアクセス（接続）

(1) ホームページアドレス(URL)の入力

- ① 次のアドレスを半角（小文字）で入力し、スカラネット用ホームページにアクセス（接続）すると画面④が表示されます。

<http://www.sas.jasso.go.jp/>
受付時間 8:00~25:00（申込入力締切日24:00）



- ②画面④の「◆奨学金の新規申込」（高校等で予約済の人は除く）の [送信] ボタンを押してください。
- ③画面⑤のように「セキュリティの警告」のメッセージが表示される場合がありますが、その際は [OK] ボタンを押してください。次の画面に進みます。

(2) 識別番号の入力

① 識別番号は、「ユーザID」と「パスワード」からなっています。申込みに必要な書類を学校に提出すると引き換えに通知されます。

「ユーザID」は8桁の数字です。

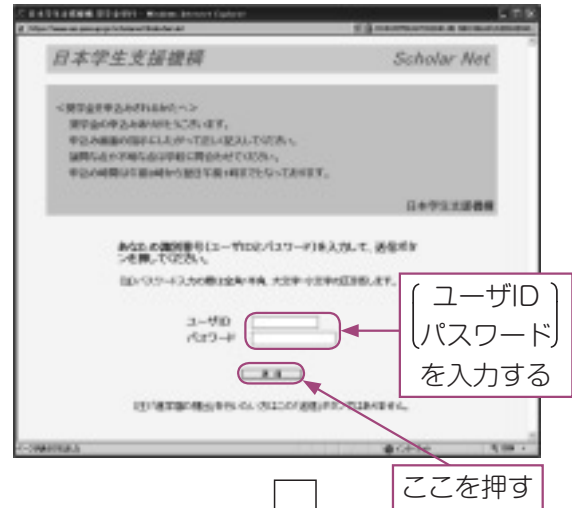
「パスワード」は入力すると*で表示されます。

※ 「パスワード」確認

「パスワード」は「ユーザID」欄に入力後、コピーして「パスワード」欄に貼り付けると間違いなく入力できます。

② 識別番号の入力が終わったら、画面下の「送信」ボタンを押してください。

③ 次の画面に進みます。



(3) 確認書の提出状況の入力

「提出しました」を選択し、「規定等を表示」で規定等を確認してから「送信」ボタンを押して次の画面へ進みます。

もし確認書を提出していない場合は、「提出していません」を選択して終了し、学校に確認書を提出した後、はじめからやり直してください。



(4) 奨学金学種(学校)の選択

該当する課程を選択して次の画面に進みます。



(5) 申込む奨学金の選択

通常は「定期採用」を選択しますが、必ず学校の指示に従ってください。間違えると選考の対象になりません。



これより先は「スカラネット入力下書き用紙」に記入した内容を、画面の指示に従って、入力していきます。

奨学金振込口座情報画面まで入力を終え、送信ボタンを押すと奨学金申込情報一覧画面に進みます。

(6)「奨学金申込情報一覧」 (申込内容の確認・訂正)

各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を印刷することをおすすめします。

学校へ確認すべき項目が見つかった場合は、右上の強制終了ボタン×で入力を中止し、確認後に再度初めから入力をやり直してください。

申込みの内容を訂正する場合は各欄ごとの訂正ボタンより訂正画面へ進み訂正してください。

全項目の確認を終え、送信ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。

※この画面はイメージになります

(8) 申込画面の終了

×を押して画面を終了してください。

(7) あなたの受付番号

「受付番号」をスカラネット入力下書き用紙の表紙「受付番号記入欄」に、必ず転記しておいてください。

以上で申込みは完了ですが、これにより奨学生として採用が決定したわけではありません。採用決定、初回の振込日、及び採用後に必要な手続きについては学校を通してお知らせします。なお、採用後の問合せ、各種手続きには採用後に通知される奨学生番号が必要です。

Ⅳ. 関係資料等

資料1 「所得連動返還型無利子奨学金」制度について

【対象者】 第一種奨学金の採用者（大学院を除く）のうち、父母（または父母に代わって家計を支えている人）の年収・所得の合算額が次の金額以下となる人です。

1. 給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下
2. 給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額（所得金額）が200万円以下

なお、上記に当てはまらない場合の条件等について、詳細は機構ホームページをご覧ください。

「所得連動返還型無利子」奨学金制度に関するQ & A

Q 1. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度とはどのようなものですか？第一種奨学金とは別の奨学金ですか？

A 1. 本制度は、第一種奨学金の中に設けるものです。

本制度は、学生が返還への不安から奨学金の申込みを躊躇することのないよう、第一種奨学金に申し込んだ学生の中から、家計状況が特に厳しい世帯の学生を対象とし、奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得るまでの間、奨学金の返還期限を猶予する制度です（第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金及び大学院の第一種奨学金は対象外です）。

Q 2. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度を希望するにはどうすればよいですか？

A 2. 第一種奨学金に申し込んでください。

第一種奨学金に申込みをした人の中で、本制度の基準に合致する人を本機構において選考し、本制度適用の可否を決定して通知します（本制度に申し込むための追加手続きはありません）。

Q 3. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度が適用される第一種奨学生と、適用されない第一種奨学生とで手続き上の違いはありますか？

A 3. 手続きの上で両者に違いはありません。奨学生として採用後、返還誓約書を提出することや適格認定（奨学金継続願提出）の対象となること、また、そのほかの種々の手続き等に関しても同じです。

Q 4. 併用貸与は受けられますか？

A 4. 「所得連動返還型無利子奨学」制度の適用を受ける第一種奨学金と第二種奨学金との併用貸与を受けることができます。また、入学時特別増額貸与奨学金を受けることもできます。ただし、本制度が適用されるのは第一種奨学金（大学院を除く）についてのみです。第二種奨学金や入学時特別増額貸与奨学金には本制度の適用はありません。併用貸与をされるにあたっては、ご注意ください。

Q 5. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度が適用された場合は、貸与終了後、自動的に返還期限の猶予を受けられますか？

A 5. 本制度は、本人の収入が機構の定める一定額に達していない間について、機構に願い出て承認を受けることにより、返還期限が猶予される制度です。本制度の適用対象者で、貸与終了後、収入が機構の定める一定額に達していない人が本制度の適用を希望する場合は、収入に係る証明書類等を添えて機構に返還期限の猶予を願い出ることが必要です。機構で書類等を審査して承認の可否を決定し、通知します。この願い出を行わないと返還期限の猶予を受けることはできず、返還が始まりますので、ご注意ください。

なお、返還期限の猶予の承認は1年間です。翌年も収入が機構の定める一定額に達しておらず返還期限の猶予を受けたいときは、改めて願い出をする必要があります。その後も同様です。

Q 6. 「所得連動返還型無利子奨学金」制度は、貸与終了後に一定額の収入が得られない間の返還期限を猶予するとのことですが、一度でも一定額を超えた場合は、その後、本制度の対象にはならないのですか？

A 6. 一定額を超えても、その後収入が減少して一定額に満たなくなった場合は、改めて願い出ることができます（収入が一定額を超えている間は返還期限の猶予が認められないため、返還が必要となります）。

なお、収入が一定額を超えている間に、災害、傷病など他の事由により返還が困難になった場合は、願い出により、返還期限の猶予が認められることがあります。

資料2 第二種奨学金の利率の算定方法

利率算定方法については、①②よりいずれか一方を選択します。

①利率固定方式

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

貸与終了時における、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金（以下「財投」という）の利率が返還完了まで適用されます。

（貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券（以下「債券」という）を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）

②利率見直し方式

将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。

一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

貸与終了時においては、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと（減額返還が適用されている期間の月数を2で除した月数及び返還の期限を猶予されている期間を除く）に、各時点の財投の利率が適用されます。

（貸与終了時及び利率見直し時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します。）

資料3 奨学金の返還（月賦返還の例）

機構の奨学金は貸与であり、返還の義務があります。

貸与月額が増えると返還総額も増えます。返還額や返還回数にも影響します。下記の月賦返還の例（貸与月額ごとの貸与終了後の返還総額、月賦返還額、返還回数）を参考として、返還する義務があることを十分自覚したうえで、申込みをしてください。

1. 第一種奨学金

第一種奨学金 平成24年度

受講形態		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	月賦返還額	返還回数(期間)
夏季・冬季スクーリング・放送大学		88,000円	1ヶ月	88,000円	88,000円	3,666円	24回(2年)
通年 スクーリング	自宅通学	54,000円	12ヶ月	648,000円	648,000円	6,000円	108回(9年)
	自宅外通学	64,000円		768,000円	768,000円	7,111円	108回(9年)
	自宅・自宅外通学	30,000円		360,000円	360,000円	3,333円	108回(9年)

2. 第二種奨学金

第二種奨学金 利率3.0%と仮定した場合

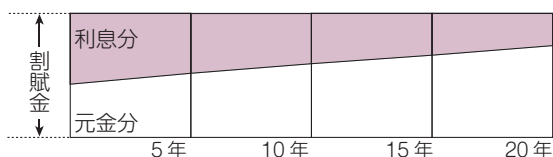
受講形態	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	月賦返還額 (元本+利息)	返還回数 (期間)
夏季・冬季 スクーリング 放送大学	30,000円	1ヶ月	30,000円	30,925円	2,576円	12回(1年)
	50,000円		50,000円	51,546円	4,295円	12回(1年)
	80,000円		80,000円	83,690円	3,487円	24回(2年)
	100,000円		100,000円	106,143円	2,948円	36回(3年)
	120,000円		120,000円	129,235円	2,692円	48回(4年)
通年 スクーリング	30,000円	12ヶ月	360,000円	416,482円	3,856円	108回(9年)
	50,000円		600,000円	704,016円	5,866円	120回(10年)
	80,000円		960,000円	1,126,462円	9,386円	120回(10年)
	100,000円		1,200,000円	1,448,002円	10,055円	144回(12年)
	120,000円		1,440,000円	1,761,917円	11,293円	156回(13年)

(注) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

3. 元利均等返済について

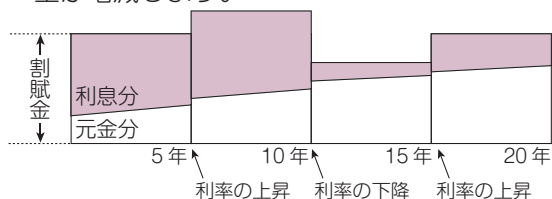
(1) 利率固定方式における返済の概略図

利率が返済完了まで一定のため、割賦金は一定です。



(2) 利率見直し方式における返済の概略図

利率が5年ごとに見直されるため、割賦金が増減します。



(注1) 上記概略図は、利率の変動に伴う割賦金の増減の一例であり、実際の割賦金の増減とは異なりますのでご注意ください。

(注2) 利率固定方式と利率見直し方式は、元金分の総額は同じです。

4. 奨学金貸与額別の返済額等の試算について

機構のホームページの「奨学金貸与・返済シミュレーション」画面から試算できます。ご利用ください。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

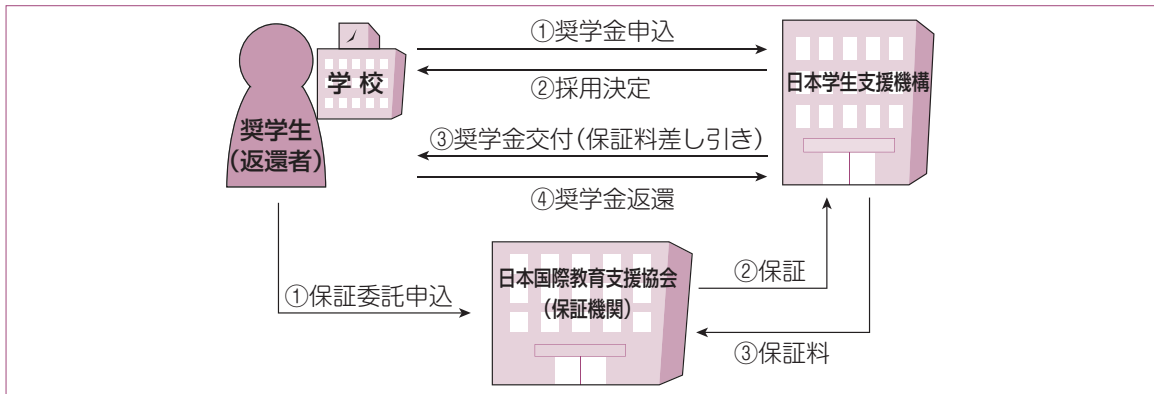
下図は簡易シミュレーションによる画面です。併用貸与を希望する場合または併用返済を希望する場合は詳細シミュレーション画面で試算してください。

◇ 条件を変更して何度でも試算できます。

◇ 印刷ボタンで印刷しておくと便利です。

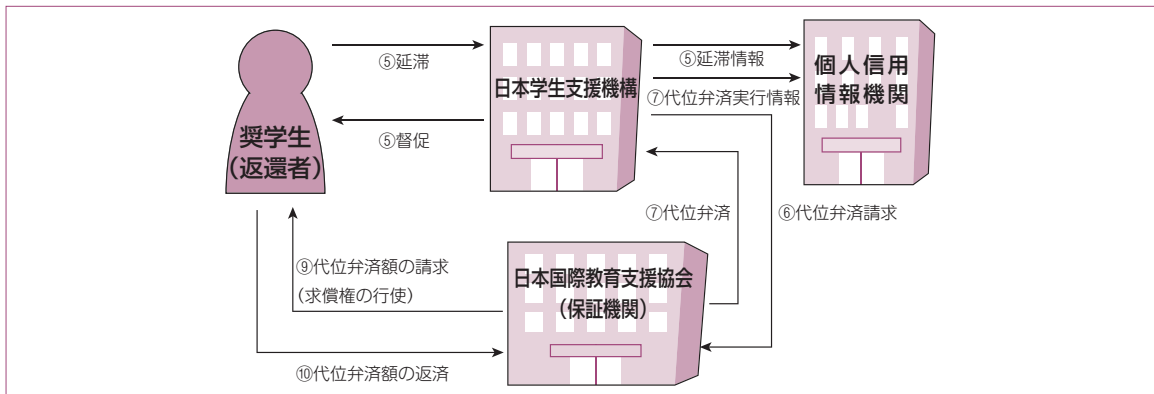
資料4 機関保証制度のしくみ

1. 保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで



- ① 本人が機構に奨学金を申し込みます。同時に協会に対し保証委託を申し込みます。
- ② 協会が債務の保証をし、機構が奨学生の採用決定をします。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書」の提出が必要です。
- ③ 機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、奨学生の口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構が奨学生に代わり協会に支払います。
- ④ 貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。

2. 延滞が発生した場合



- ⑤ 奨学生であった者（返還者）が指定された期日までに奨学金の返還が滞った場合、機構が督促を行います。また、延滞が3ヶ月以上になると延滞情報が個人情報機関に登録されます。
- ⑥ 督促してもなお延滞している場合、一定期間経過後、機構が協会に保証債務の履行（代位弁済）請求を行います。
- ⑦ 協会が奨学生であった者（返還者）に代わって機構に代位弁済します。代位弁済実行情報が個人情報機関に登録されます。
- ⑧ 協会が奨学生であった者（返還者）に代位弁済額の返済を請求します。（求償権の行使）
- ⑨ 奨学生であった者（返還者）は、協会に代位弁済額を原則一括で返済します。
また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10%の遅延損害金に加算されます。
なお、特別な事情がある場合は、代位弁済額の返済方法について個別に対応します。

機関保証制度の詳細については、22ページの「保証委託約款」を参照してください。

注意

- 機関保証から人的保証への変更はできません。
- 人的保証から機関保証への変更については、連帯保証人又は保証人が死亡・破産等やむを得ない事由により変更を行う必要が生じた場合で、代わりに連帯保証人又は保証人を選任することが困難なときは変更することができます。ただし、「返還誓約書」を学校へ提出した後に限ります。変更する場合は貸与始期に遡り、一括による保証料の支払いが必要となります。また、機関保証への変更後は、毎月振り込まれる奨学金から一定の保証料が差し引かれます。

資料5 機関保証制度の保証料（目安）

1. 夏季・冬季スクーリング、放送大学

(1) 第一種奨学金

貸与額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
88,000	24	613

(2) 第二種奨学金

貸与額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
30,000	12	110
50,000	12	184
80,000	24	563
100,000	36	1,037
120,000	48	1,639

2. 通年スクーリング

(1) 第一種奨学金

大学

貸与月額(円)		貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
自 宅	54,000	12	648,000	108	1,513
自 宅 外	64,000		768,000	108	1,793
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	840

短期大学

貸与月額(円)		貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
自 宅	53,000	12	636,000	108	1,485
自 宅 外	60,000		720,000	108	1,681
自宅・自宅外	30,000		360,000	108	840

(2) 第二種奨学金

貸与月額(円)	貸与回数(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)
30,000	12	360,000	108	876
50,000		600,000	120	1,613
80,000		960,000	120	2,580
100,000		1,200,000	144	3,826
120,000		1,440,000	156	4,945

【特記事項】

- ①この保証料は、年利率3.0%で貸与された場合のものであり、目安です。
あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ②保証料は、奨学金を振り込む時にその分を差し引いて徴収し、機構が保証機関である協会に支払います。

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款
(平成24年1月4日制定)

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合は、協会は返戻しないことがあります。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、当該加入時における最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協

会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 私は、前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。

(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。

(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。

(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。

(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間

(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願ひ出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願ひ出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本紙は平成24年1月現在で作成してありますが、関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、ご承知おき下さい。

資料7 個人情報情報の取扱いに関する同意条項

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合は、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不届の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申請のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持・苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関

・全国銀行個人情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html> 電話 03-3214-5020

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp> 電話 0120-441-481

・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp> 電話 0120-810-414

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

※全国銀行個人情報センター、(株)日本信用情報機構、(株)シー・アイ・シーは、上記「同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

ホームページ と モバイルサイトについて

- ☆日本学生支援機構と奨学生のみなさんとの連絡は学校を通して行われますが、機構のホームページにおいても、随時情報を提供しています。
- ☆モバイルサイトからも手軽に奨学金情報をご覧になれます。毎月の奨学金振込日や、返還振替日などの情報を掲載したメールマガジンも配信していますのでぜひご登録ください。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページアドレス

<http://www.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構（JASSO）モバイルサイトアドレス

<http://daigakuic.jp/jasso/>



JASSO スカラシップサイトー学びたいー

<http://www.scholar-ship.jp/>

**スカラネットによる奨学金申込みは専用のアドレス
(<http://www.sas.jasso.go.jp/>)へ接続してください。**

【申込情報の保護について】

インターネットを通じて申し込む場合のデータ保護については、現在インターネット通信技術で最も高度な方法をとっており、スカラネット利用の情報保護については万全の対策を講じています。

☆「スカラネット」上におけるセキュリティのレベル

ネットワーク上で電子データ授受のセキュリティを確保するために、「認証局」※（日本ベリサイン社）に加入して、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の「SSL」（セキュア・ソケット・レイヤー、暗号通信）方式を採用することによってセキュリティ対策をとっています。

※「認証局」

ネットワーク上での通信相手が、本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関。

申込時に取得した情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報（「遅延情報」（延滞額・延滞開始年・延滞月数等）を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、奨学金の返還を延滞した場合は、機構が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に必要に応じて提供されます。なお、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が必要に応じて保証機関に提供されます。